

緊急消防援助隊の各本部

【緊急援助隊の各本部】

① 消防応援活動調整本部 (調整本部)

- ・都道府県の区域内に2以上の災害発生市町村がある場合、応援が統一的行われるように設置する。
- ・本部長は受援都道府県知事
- ・受援都道府県庁内に設置する。
- ・(1)各種情報の集約整理(2)緊急消防援助隊の部隊移動の調整

② 指揮本部

- ・本部長は被災地消防長
- ・被災地市町村の消防本部内に設置する。
- ・(1)陸上における指揮(2)被害情報の収集(3)被災地消防本部および消防団の活動記録(4)受援活動

③ 緊急消防援助隊指揮支援本部

- ・本部長は被災地の都道府県代表消防機関(代行)の中隊長→統合機動部隊長→都道府県大隊長→指揮支援隊長の順とする。
- ・指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置する。
- ・(1)各種情報の集約整理(2)緊急援助隊の活動調整・活動記録(3)消防応援活動調整本部への報告

④ 航空指揮本部

- ・本部長はヘリベース指揮者
- ・活動拠点ヘリベースに設置する。
- ・(1)航空における指揮(2)被害情報の収集(3)航空隊の活動記録(4)航空隊の受援活動

⑤ 緊急消防援助隊航空指揮支援本部

- ・本部長は指揮支援部隊長から指名を受けた航空指揮支援隊長
- ・活動拠点ヘリベースに設置する。
- ・(1)航空隊および航空の緊急援助隊の活動調整・活動記録(2)消防応援活動調整本部への報告

⑥ 都道府県大隊本部

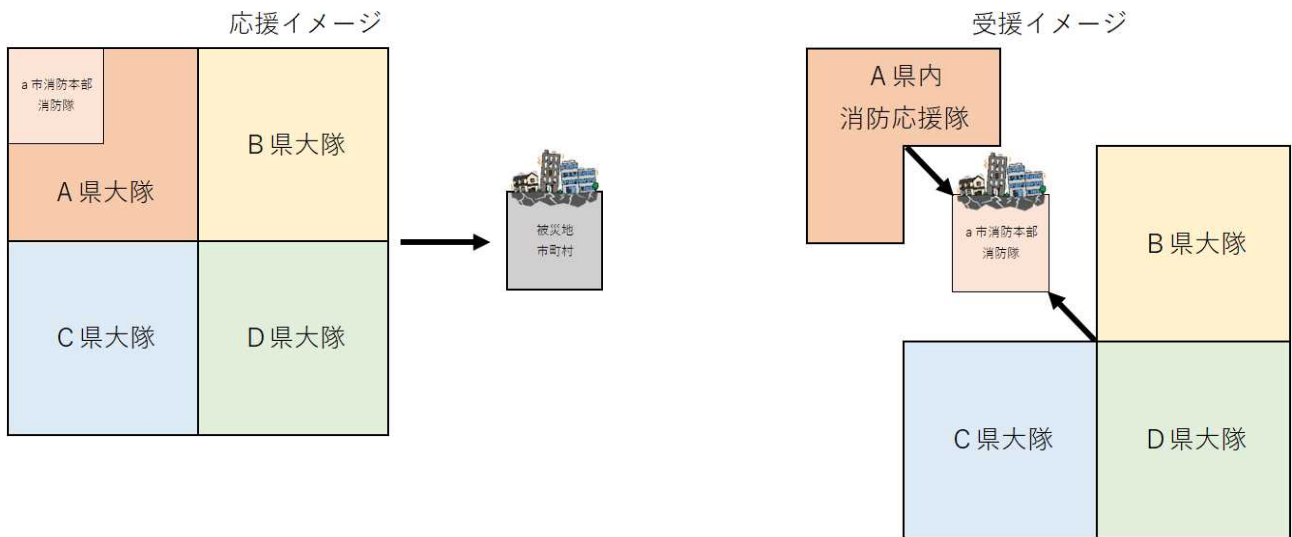
- ・本部長は都道府県大隊長
- ・災害現場付近の活動上適当な場所(分署など)に設置する。
- ・(1)都道府県大隊の活動の管理・活動記録
(2)被災地消防本部および消防団・都道府県内消防応援隊・他の都道府県大隊との活動調整※1。
※1 被災地消防本部の消防隊・被災地都道府県内消防応援隊は緊急援助隊ではない。
- ・指揮支援本部への報告を行う。

⑦ 後方支援本部

- ・本部長は明記なし
- ・受援都道府県の代表消防機関※1に設置する。 ※1主に都道府県内で最大の消防本部
- ・(1)後方支援体制(2)緊急援助隊の交代(3)物資等の運搬計画

緊急消防援助隊の各本部

【応援・受援イメージ図】



※受援の場合、被災市町村消防本部消防隊・被災都道府県消防応援隊・緊急援助隊は隊編成上は一緒になることはなく、それぞれ独立して活動する。協力して活動することもある。

【各本部関係イメージ図】

